

令 和 元 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 錄

第 9 回 臨 時 会 12 月 24 日 開 会
12 月 24 日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

令和元年 12 月 24 日 (火曜日)

第 9 回南三陸町議会臨時会会議録

令和元年第9回南三陸町議会臨時会会議録第1号

令和元年12月24日（火曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	最知明広君

会計管理者	三浦	清隆君
総務課長	高橋	一清君
企画課長	及川	明君
農林水産課長	千葉	啓君
建設課長	三浦	孝君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	岩淵	武久君

教育委員会部局

教育長	齊藤	明君
教育総務課長	阿部	俊光君

事務局職員出席者

事務局長	三浦	浩
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	小野	寛和

議事日程 第1号

- 令和元年12月24日（火曜日） 午前10時00分 開会
- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 行政報告
 - 第 5 議案第141号 南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間
の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定について
 - 第 6 議案第142号 南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例制定について
 - 第 7 議案第143号 南三陸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につ
いて
 - 第 8 議案第144号 令和元年度南三陸町一般会計補正予算（第4号）
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで

午前10時00分 開会

○議長（三浦清人君） おはようございます。ご苦労さまです。

令和元年の最後の臨時会になろうかと思います。きょう提案される議案について、三陸新報、大きく報道がされました。いかに地域の住民の方々が関心を持っているかということを示しているのかなという感じをいたしておりますので、皆様方には慎重審議を期待をいたします。ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第9回南三陸町臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、13番山内孝樹君、14番後藤清喜君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（三浦清人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日にしております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三浦清人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（三浦清人君）　日程第4、行政報告を行います。町長。

○町長（佐藤　仁君）　おはようございます。

本日、令和元年第9回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り感謝を申し上げます。

ご案内のとおり、本日の臨時会は、職員給与等の改定に係る条例の制定並びに当該職員給与等の改定に伴う人件費の措置及び水産業の振興に係る補助金の追加についてお諮りいたいため、招集させていただいたものであります。

なお、第8回定例会以降における主な行政活動につきましては、お配りいたしております町長日程のとおりでありますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（三浦清人君）　暫時休憩をいたします。町長の行政報告に対し伺いたいことがあれば、休憩間に伺ってください。

午前10時03分　休憩

午前10時14分　再開

○議長（三浦清人君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。ありませんか。（「なし」の声あり）

これで行政報告を終わります。

日程第5　議案第141号　南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君）　日程第5、議案第141号南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤　仁君）　ただいま上程されました議案第141号南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律により改正された国家公

務員の給与制度に準拠し、本町職員の給与について所要の措置を講ずるため、各関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 議案第141号の細部説明をさせていただきます。

初めに、議案書の2ページの改正文をごらんいただきたいと思います。

南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

これは、2ページから15ページまでの間、改正文では全部で5条立てとなっており、任期付研究員を含め全ての一般職の給与等を改正するものでございますが、この中で3本の条例を一括で改正するものとなっております。

改正理由は、本年8月に出された国の人事院勧告に基づいて国家公務員の給与が改定されたことに伴いまして、これに準拠して本町の職員給与に関しましても同様の改定をお諮りさせていただくものでございます。

人事院勧告は、人事院が公務員の労働基本権制約の代償措置として、公務員給与を民間格差との是正措置として毎年国会、内閣に行う勧告で、これに従って国家公務員の給与が改定されると。それとともに、地方公務員についても準用されるものとなっております。

では、議案関係参考資料の2ページをごらんいただきたいと思います。

新旧対照表でございます。

第1条関係は、南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例の改正であります。

第6条は、任期付研究員の給料表の改定です。

第1項は第1号研究員、第2項は第2号研究員の給料表となってございます。専門的な知識・経験に基づき研究業務に従事する職員に適用するものとして、当町では2号の任期付研究員が在職しております。

次に、3ページ、第2条関係は、南三陸町職員の給与に関する条例の改正であります。

第20条は、勤勉手当の改定であります。改正前は、6月と12月にそれぞれ0.925カ月分ずつ支給されていたものを、改正後は、12月分を0.05月分引き上げて0.975月分とする改正であります。ここでの改定は、令和元年度の給与改正で、既に支給済みであるため、12月分に一括

0.05月分を上乗せする規定になっておりますが、この後第3条でもう一度勤勉手当の改正条項が出てまいります。それは、来年度以降の支給方法を規定するもので、そちらでは6月と12月に0.05月分を半分ずつに分けて増額する規定となっておりますので、あらかじめ申し上げておきます。

では、3ページ下段の別表第1をごらんいただきたいと思います。

17ページまでは、行政職及び医療職全ての一般職の給料表を改定いたします。人事院では、本年度の民間給与との格差が国家公務員の行政職で0.05%あったということで、その格差を解消するために給料表の水準を上げる勧告がなされております。その内容としては、行政職給料表を高卒者初任給となる号俸を2,000円、大卒者初任給を1,500円引き上げ、30歳半ばまでの職員が在職する号俸に限定して引き上げる改定を行っております。国の改定に準じて、平成31年4月1日に遡及して改定を行うものでございます。

18ページ、第3条関係であります。

第11条の3は、住居手当の改正でございます。支給対象となる家賃の下限を「1万5,000円」から「1万6,000円」と改正し、支給額上限を「2万7,000円」から「2万8,000円」に改定するものでございます。

19ページの下段の勤勉手当の支給率の改正でございますが、この分がさきに申し上げました令和2年度以降の支給率を定めたものでございまして、6月と12月に0.95月とする規定でございます。

次は、21ページ、第4条関係でございます。

南三陸町一般職の任期付職員の採用に関する条例の改正であります。

第7条は、特定任期付職員に係る給料表の改正ですが、特定任期付職員とは、弁護士や公認会計士など特定のライセンスを持った職員を雇用する場合で、本町では在職してございません。ちなみに、本町で通常に言われる任期付職員は14名おりますが、一般職の再任用給与を適用してございますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、23ページ、第5条関係、こちらも特定任期付ですので、これも国に準じて改正するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） おはようございます。

2点ですかね、最初ちょっと確認させていただきたいんですけども、今、ご説明の中で、議案関係参考資料を私も目で追いながらお話を伺ったんですけども、18ページのところの説明で、新旧対照表ですよね。右側が古いというか、今のもので、左側が新しいものと。住居手当は、今お話、私が聞き間違えなければ1万5,000円から1万6,000円に上がるという話だったんですけども、1万5,000円という数字が見当たらないんですよね。それから、下の家賃のほうも、2万7,000円から2万8,000円に上げるという話だったんですけども、2万8,000円という数字はちょっと私見当たらないんですよ。そこをちょっと確認させていただき、数字をね。資料が正しいのか、今の口頭での説明が正しいのか、はっきりさせておきたいのがまず1つです。

それから、もう1つ、この給与の改定のときにいつもお話しするんですけども、12月に上げて、来年の6月にまた半分戻してという、その何でそんなややこしいことをするのと前にもお話ししたと思うんですけども、一応端的に確認したいのは、勤勉手当ですね。これは改正すると5%アップするという認識でよいのか、教えてください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 最初のご指摘いただいた箇所、今確認をいたしましたところ、大変申しわけありません。読み原稿に誤りがございました。改めて申し上げさせていただきたいと思います。「1万2,000円」が「1万6,000円」に変わるという規定ですね。失礼しました。

これは、いわゆる下限の部分ですけれども、下限が変わることで、月額「1万2,000円」から「1万6,000円」に変わります。そして、支給額の上限が「2万3,000円」から「2万7,000円」に変わることになっておりましたので、訂正しておわびを申し上げます。

それから、おっしゃるとおり、非常に勤勉手当のこの条例改正の方法については、少しつかづかしいのが一般的な多分感想になると思うんですけども、今年度、令和元年度分については、一度にその額を規定するため、関係から12月にまとめてと。翌年度以降については、いわゆる在職の期間ごとにその支給されるタイミングが、例えば半年でやめてしまう職員もあり得るということを想定すると、そのたびに均等に上げておく必要があるというのが国の考え方として、一旦決めた条例をもう一回書きかえるような条例になってございます。

支給額につきましては、5%という数字には多分ならないで、月額を何月分上げるのかという計算方式になっておりまして、0.05月分ということになると、多分5%にはならない計算になりますので、月数換算だということでございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 住居手当ですけれども、資料が正しいということですね。（「はい」の声あり） 下限を引き上げて、上限も引き上げる理由は何でしょうか。国家公務員と関係ないと思うんですけれども、ここは。

それから、手続き上ややこしいので、どうしてもそうせざるを得ないんだという話は以前にもさせていただいたので、それはいいんですけれども、済みません、私も聞き方、その5%、全体の5%上がるという表現だとちょっと違いますよね。日々もらっている分の5%分が今回上乗せになる。（「0.05月分です」の声あり） 0.05月分というのは、5%じゃない。100分の5%でしょう。（「ああ、なるほど」の声あり）

例えばの話をしますけれども、わかりやすく20万円もらっていると、毎月。今回の改正をすると、年末もらう予定だったものが1万円プラスになるという感覚でいいんですよね。でいいのかどうか、ちょっとそこをわかりやすくしたかったので、それだけ。それが後々、額面上というか、その法律上は0.05月分上がったけれども、その半分を6月と12月にならして、どこでやめてもその日割り計算が同じになるようにという話はわかりますので、それはいいんですけれども、町民の皆さんにお話しくるときに、1万円上がった、1万円じゃないのか。毎月の給料の5%分上げるという改正ですよというふうに伝えていいのかどうかの確認です。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 今、冷静に計算をしてみると、5%になりますね。月額給与の5%相当分が上がるという解釈で金額的な誤差は出てまいりませんので、それでよろしいかと思います。

住居手当については、今回は国家公務員の事情の中で、公務員宿舎の使用料の上昇などを反映してというのが、国の制度の中での1つの理由になっていて、それ自体が町とは関係ないんじゃないのかということはおっしゃるとおりだと思います。ただ、公務員の給与については、基本なかなかその地域、地域の個別の事情に応じての改正というのは難しくて、例えば当町であれば、さまざまな事情の中で震災後のアパート代金なんかも非常に高騰しておりますが、なかなかそれを1つとて上げるということが難しいものですので、根拠としては国家公務員に準拠するという中で適正を維持しているという考え方でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。何点かお伺いします。

まずもって、この号俸が6号までで、現在、町で該当するのは2号俸だということなんですけれども、この職員ですとわたり制度があるわけなんですけれども、こういう場合、その次

の号俸にいく場合、何を基準にして上がっていくのかということが 1 つですね。

それで、職員の場合ですと、年に上がるのが幅が何百円、何千円単位なんすけれども、この 6 号俸の場合ですと、例えば 1 号から 2 号に上がると 5 万 9,000 円、2 号から 3 号に上がるのは 6 万円というふうに高くなっていく。極端に高くなっていくんですね。そういう場合のその号俸の格付をどういう基準でやっているのかが 1 点。

それから、この住居手当の説明の中では職員に準ずるとあるんですけれども、借りているアパートの分はのっているんですけども、例えばこの方が住居を建てるとか、持ち家になった場合、その辺の住居手当がどのようになるのか、これではちょっと見えづらいので、その辺ご説明願います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 済みません。ちょっとご質問の 6 号俸を探すのに苦労していましたんですが、おっしゃっているのは任期付研究員の給料表のご質問かと思いますが、まずもってここにありますいわゆる 6 条第 1 項の部分の 1 号から 6 号まである給料表の適用というのは、当町では該当者はおりません。元自然環境活用センターの所長ですね、招聘して行ったときに、この給料表を適用したことがあります、現在退職しております、該当者はおりませんで、その下の第 2 号のほうの 1 号から 3 号まであるほうの給料表の適用者が、当町では現在おります。自然環境活用センターの職員となります。

これらの昇給の方法については、一般職とは全く異なり、一般職といいますか、行政職のいわゆる毎年昇給するというあの方式ではなくて、いわゆる採用時点において、その職務の難易度にうたいがございまして、決め事がありまして、その中からその級に当てはめ、同率といいますか、同じ金額で支給をしていくというような方法をとってございます。最初の格付で決まるというご理解でよろしいかと思います。

あと何でしたつけ。住居手当。住居手当は、借家に対しての賃料が算定基礎になりますので、持ち家になれば、それは住居手当の該当になりません。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7 番（及川幸子君） こちら、下のほうの 1、2、3、ここに書いてあるのは 3 号までで、2 号の該当があるということなんすけれども、3 号以下にもあると思うんですけども、この昇給の……。3 号以下はなくて、3 号でとまるんですか。そういう解釈で。今現在は 2 号俸ということなんすけれども、それは 3 号に上がる格付の基準ですね。そういうものというのはどうなのか。このまま 2 号でいくのか、3 号に上がることができるのか。その辺、こ

の1から3までだと幅が少ないものですから、そういうことの基準と、それからこの手当の関係ですけれども、今借りている家賃のことなんですけれども、仮にこういう人が自分の持ち家、職員の場合だと、持ち家の2,000円の手当がありますけれども、ないんですか、あるんですか。職員の場合、世帯主の場合は。それがあるのかないのかということです。こういう、この任期付の場合はあるのかないのかとも伺っておきます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） ここであります3号までございまして、4号以降の部分というのはありませんので、あくまでこの金額の中でというようございます。

それから、住居手当、持ち家の分の月額2,000円という規定、規定といいますか、制度は、今はございません。過去にあったのかなというふうには思いますが、現在はそれはございません。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、任期付の職員で、当町には2号の職員が14名でしたっけ。何名いるのか、そのところの確認と、あと今後1号俸の職員の採用のこの考え方というか、予定なり見通しがあったら伺いたいと思います。

あと、2点目は、課長の説明で、人事院勧告で今回こういった改定をするということなんですけれども、今後も自動的にスライドさせていく方向というか、考えなのかどうか、その点伺いたいと思います。

あと、よく執行部と議会は車の両輪のようなことで例えられていますけれども、今回、我々議員の分は報酬審議会のこの議題に上がらなかったのかどうか、その点確認させていただきたいと思います。

あと、住居手当については、前議員の説明というか、質疑でわかったなんですけれども、1点だけ、町内に住んでいても、町外に住んでいても、この手当は一緒なのかどうか、その点だけ確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 任期付職員と我々一般にこれまでによく耳にされる言葉として使ってきましたが、それは復興事業などで採用している職員たちにあります。14名、今現在おりまして、給料の適用は例えば、7ページをごらんいただけますでしょうか。議案参考資料の7ページをお開きいただくと、再任用職員という欄が書いてあるかと思います。この欄

の給料を適用しているという考え方でございます。

それから、人勧を自動的にという表現はちょっと余り行き過ぎた表現になると思います。あくまで公務員の給与制度というものは、そもそも仕組みとしてしっかり法的な根拠でもって確立されており、根拠のないところでの給与確定というのは非常に難しい。とりわけ、人事委員会というものを組織しておりますので、町自体で。ですので、そこを客観的に格付するという方法としては、やはり国の制度に準じるのが最も適正かというふうに考えております。

それから、報酬審議会の今回議案の中に、議員さん方の案件は執行部からは提案してございません。その関係で、報酬審のほうにはかけてございません。

住居手当については、町内、町外の区別はございません。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 任期付職員に関しては、当町では1人ということでわかりました。

そこで、人事院勧告なんですけれども、自動的にという表現も変なんですけれども、そこで伺いたいのは、かつてこの人事院勧告に従わないので上げなかつたときも何度かあったという、そういう事例を以前聞いていましたけれども、今回改めてそういった事案がどういった状況のときにスライドさせなかつたのか、もしおわかりでしたら簡単に伺いたいと思います。

あと、我々議員の分なんですけれども、今回提案しなかつたというか、その理由と言つたらおかしいんですけども、その状況はどういった旨だった、いつも提案していただけるんですけども、そのところを伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 9番、今の特別職の関係は次の142号でやつたほうがいいと思います。

○9番（今野雄紀君） わかりました。では、あと住居手当に関してはわかりました。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 今、先輩からちょっと聞いたんですが、昭和57年に人事院勧告されたときに上げていないことがあったんだそうです。このときは、人勧は人勧としながらも、国家公務員の給与を引き上げしないという措置をとったことがあり、それに準じて市町村においても凍結ということが過去にはあったということでございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では、その人勧についてだけ伺いたいと思います。

それで、スライドしなかつたときもあったということでわかつたんですけども、そこで伺いたいのは、今回にかかわらず、役所の人たちの給料は年々上がっていくんですか。

そこで伺いたいのは、よく町の人たちから言われることがあるんですけども、「職員の人たちは俺たちの税金で食ってんだべ」みたいなそういうことを結構言われるんですけども、その部分において、一番最近耳にするのが、きょうもあったんですけども、9時の放送で10時から臨時会があるというそういう放送をしているんですけども、月末になると、いろいろな税金の取り立て用の確認でしょうねけども、放送があるんですが、その点に関してどのように考えているのか。例えばなんですかけども、放送するよりも、職員の方たちあれするんだったら、昔みたいに拡声機つけて、そういうやつで周知していく方法もあると思うんですが、この防災無線ですと、随分こういうのが聞けますので、その点確認というか、今後どのような形でこの取り立てのあれをしていくのか、伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 納期のお知らせをしている、いわゆる周知を図っている1つの手段として、防災無線ということで行っていますが、そのほかにもメール配信とかの手段もあわせて行ってございますので、今後も広報、紙も含めてですが、あらゆる手段を講じて広く周知するという方法については、これまで変わらない方法で実施していきたいというふうに思っています。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第141号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第142号 南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第142号南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第142号南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与制度に準じ、常勤特別職の期末手当の支給割合を改定したいため、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 議案第142号の細部説明をさせていただきます。

本条例は、常勤の特別職であります町長、副町長、教育長の給与並びに旅費に関して規定する条例の改正となってございます。改正条例の本文は、議案書の17ページでありますが、具体的の改正内容については、新旧対照表でご説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の24ページから25ページをごらんいただきたいと思います。

期末手当を改正する内容となっております。

まず、改正理由といたしましては、国の人事院勧告において、一般職の公務員のうち指定職職員、いわゆる審議官給以上になりますけれども、この職員の給与改定に準じて特別職の国家公務員の期末手当の支給割合が、年間3.35月から3.4月へと一般職と同様に0.05月分引き上げられたことに伴いまして、本町におきましてもそれに準じて特別職の期末手当の支給割合を改正するものでございます。

改正内容についてであります。第4条、こちらはまず令和元年度の期末手当の率を定めるものでございます。令和元年度の年間の改正分を12月の期末手当でまとめて改正する内容となっており、下線部に記載のとおり、「1.675月」分から「1.725月」分へと引き上げ、年間の合計で、現行が「3.35月」分から「3.4月」分へと改正するものでございます。

続いて、25ページ、第2条関係でございますが、こちらは令和2年度以降の期末手当の支給で、第2条では、第1条で規定する年間の支給率を3.4月を変えることなく、令和2年度以降の支給率を6月と12月の支給率均等になるような改正を行うものでございます。

第1条は令和元年12月1日適用し、第2条は令和2年4月1日施行とするものであります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では、改めて、先ほど聞いた件なんですか、今回、議員の分が提案いつもなるんですけれどもならなかつたその状況というか、それを簡単に伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） きょうの新聞にも「見送り」という何か表現がございましたが、そもそも申し上げれば、議員さん方の報酬の改正については、議会での議案案件とする場合においては、町長もできるし、議会もできるというものでございまして、慣例的に過去は町長のほうからご提案をさせていただいてきたと。ただ、ここ2年のご提案において、提案内容の問題であるのかどうかは別として、議会としてはご理解いただける結果とはならなかったということがございまして、前回ご提案する際には、今回は二度目の提案にはなりますが、今回もしご提案したものがお認めいただけないようであれば、以降は議会提案ということでお願いをしたいということを申し上げておりました関係から、今年度については執行部のほうからは提案していないというようなことでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今、課長の説明ですと、慣例的に今まで上程していたというそういう答弁がありました。今回、その答弁があったということは、よく役所の人たちにいう、慣例というか、役所の人たちが重んじている前例みたいなそういうやつを重んじて仕事をしていると思うんですけども、今回こういったことになって、それはそれでいいんですけども、例えば先ほどの議案のように、人事院勧告相当のこの基準になるようなやつというのは、現在あるのかどうか、その点伺っておきたいと思います。

過去2年間否決あったということですけれども、そうすると両方できるという答弁でした。議員提案でも、執行部の提案でも。今後のことを見据えると、議員提案ですと、例えば我々議員が上げるようなときは、そういうものの参考になるような何か基準というのは、どこにか求められるのか、それとも議会暴走ではないんですけども、一律にでは町長と同じようにすると提案した場合に、通る、通らないを別にして、そういうことも可能なのか。当然可能なんでしょうけれども、そういう議員提案になった場合のこの参考になるような部分というのは見出せるのか、出せないのか、その点だけ伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） ちょっと提案する側として、これだけはちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、昨年、この案件が議員さんたちの理解を得られないということで、2年連続で否決ということになった際に、私のほうから議長のほうにお話をさせていただきました。こういう状況では、来年は提案できないというお話をさせていただきました。ですから、我々が今回提案しないということについては、議員の皆さん方の意見を、いわゆる否決とい

う決定を尊重させていただいたという思いが我々のほうには強くございます。

したがいまして、我々はこの問題について、ボールは議会側にあるというふうに認識してございますので、議員の皆さん方がこの案件について、いわゆる議員討論といいますか、そういう話の中である意味議会の皆さん方が一つにまとまるということが、異論はあるかもしれませんが、そういう方向性でまとまらないと、多分この問題は来年も我々は提案できないというふうに考えておりますので、これは議員の皆さん方にこの問題についてしっかりと議論をしていただいて、そして議長にその意見を届けて、議長から私のほうにそういった議員の皆さん方の考え方についてご報告をいただいて、それを受けた私どもが来年提案するとかしないかということについては決定をさせていただきたいというふうに、基本的な考え方はそういう考え方でございます。

○議長（三浦清人君）　総務課長。

○総務課長（高橋一清君）　手法についての考え方は、前2回否決されましたけれども、前2回部分の率をそのまま計算に加味していただければ、現在にたどり着くという考え方でよろしいかと思いますが。

○議長（三浦清人君）　よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに。（「なし」の声あり）ないようありますので、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。これより議案第142号の討論であります。まず、本案に対し、反対討論の発言を許します。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　議案第142号については、反対の立場から討論いたします。

本案の第1条で100分の5.0アップ、第2条で100分の2.5減となり、全体ではプラスマイナスのアップになろうかと思います。毎年人事院勧告でベースアップされていることは承知しております。町長は、ことしから御礼参りに全国行脚をなされております。それは町民のためになっているのでしょうか。私は疑問に思います。今、町内では、ゼロから200万円までの所得の町民が80%おります。それと、今、町民の国保税が県下で2番目に高い保険税を強いられております。町民は、税金が高いと困惑しております。先日は、議決前に追加工事が施工されていました。職員の消防屯所不祥事問題も解決されておりません。また、仙台直通バスが歌津地区で乗降できなくなりました。町民が大変困っておるのに、副町長に任せて宮城交通に町長は足を運んでいないのではないでしょうか。

そのようなさまざまなことを考えると、今回のベースアップには賛成できかねますので、本案には反対といたします。

○議長（三浦清人君） 次に、賛成討論の発言を許します。ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第142号を起立により採決をいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦清人君） 結構です。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第143号 南三陸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 制定について

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第143号南三陸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第143号南三陸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、人材の確保を目的とし、一般職の職員の給与体系を見直すべく、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 議案第143号南三陸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

さきの議案でご承認いただいた職員の給料月額を定める給料表について、これまで6級制であった行政職給料表及び医療職給料表（二）を7級制とし、5級制であった医療職給料表に6級制を導入するものでございます。

本議案をご提案する背景といたしましては、少子化の中で、昨今の民間企業の景気浮揚に伴い民間雇用が活発化する一方で、現在の給与水準で複雑・高度化する業務負担に対応できる地方公務員の人材確保が全国的に苦慮する状況になっております。この状況は本町も同様で、必要な人材の確保に苦慮するとともに、採用後も定着せず離職してしまうケースがふえており、安定的な組織を維持する上で困難が生じております。

これらの状況を背景に、町村においては給料表の7級制を導入し始めており、県内では既に8町が導入済みである上に、あの町においても導入検討に動いている状況が見られております。本町では、今後、復興後のまちづくりに有能な人材の確保は必要不可欠でありますことから、他の町村と比較して給与水準で不利にならないよう、給与体系を7級制に整備をするものでございます。

ちなみに、当町の現在の給与水準を申し上げますと、ラスパイレス指数が92.5ポイント、県内平均94.8と比較しても2.3低く、県内34市町村の下から7番目の水準となってございます。

では、改正案をご説明させていただきます。

議案参考資料の26ページをごらん願います。

別表第1、行政職給料表を、現行は6級までとなっているものを、国家公務員給料表に準じ7級を加え、それに応じた職務分類に改正するものでございます。

同様に、29ページ、医療職給料表（二）も、国家公務員給料表の7級を加えたものに、同様に32ページ、医療職給料表（三）を、5級から6級とする改正案でございます。

36ページをごらんください。

別表第3、級別職務分類表でございます。

ア、行政職給料表が36から37ページでございます。

等級別分類表は、職務の級ごとに職務の種類を定めております。7級導入に当たりましては、過去に8級制であった給料表を6級制に改定した時期がありました。その際のひずみとして、本来3級は係長職級としていたところに、課長補佐級相当の職員も3級として給与体系に不合理が生じた部分を今回4級に格付し、5級を6級に、6級を7級に格付するものといたします。

次に、医療職でありますが、医療職（一）は、医師に適用している給料表ですが、既に国家公務員給料表では最高号俸の5級を適用しておりますので、今回は改定を行いません。

医療職（二）については、行政職と同様に3級について、より高度な資格を要する職務を4級に分類し、全体で7級とするものでございます。

39ページ、医療職（三）については、4級の職務を看護副部長相当職を5級に格上げして、5級制から6級制に改正いたします。

本条例の施行は、令和2年4月1日からとするものでございます。

本件については、県内町村の7級制導入の動きに対し、人材確保の観点から、本町においてもおくれをとらないよう導入するものでありますが、運用に当たりましては、今後、人事評

価制度をもとに昇給・昇格の運用を厳格に図り、資質向上と一層の効率のよい行政運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくご理解をいただきますようお願い申し上げ、細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 4番です。町長にお聞きしたいのですが、今、総務課長の話ですと、なかなか職員の確保ができないと。職員の確保のために今回給料を上げるような意味合いに私はとれましたが、ほかの自治体でも8自治体が県内でも級数を上げているというような状況の中で、職員がやめる原因ということを町のほうでは見きわめて、なぜなのか、そしてこの件も前に町長に聞いたことがあるんですが、個々の考え方、個々の事情だというような説明を町長は常々していますが、給料を上げたことによって、優秀な職員を含め、新しい職員が集まるか、この辺、私は疑問なのですが、その辺、町長に説明していただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 行政という一つのくくりの中だけでこのいわゆる若い職員の方々が退職をするというのは、行政というくくりだけでは実はないんですね。これは今の若い世代の方々の1つの特徴といいますかなんですか、これ、民間企業も含めて、3年以内で職場をやめる方々が全国で3割ぐらいいるということでございまして、これは基本的には行政というくくりではなくて、全体がそういう状況になっているということでございますので、そこはひとつご理解をいただきたいということと、あわせて待遇改善をするということについて、職員がある意味、簡単なことを言えば、隣の気仙沼市より、登米市より、石巻より、いわゆる通勤すれば30分ぐらいで行くわけですが、その中でどうせだったら高い給料のほうに行くということは人情、人の常だというふうに思いますので、そういう確保の1つの手立てとして、今回の7級制ということについてご提案をさせていただいているということでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 7級制を導入したと。しかしながら、高校の生徒の人数も減っているし、一旦東京、仙台圏に行った者が果たして町に戻ってくる方法として、給料を上げることがその最善の方法かというと、私は、私なりの考えですけれども違うと思って、この町で残って何とか町のためにということを常々言っていますが、それだけは理想と現実は違うということが、今の町長の考えの中に私はあると思います。だから、志津川高校の魅力化を副町長が頑張っていますけれども、もっといい部分を出していって、商店、水産業の活性化が生まれ

れば、地元に残って、そしてその中枢である行政で働きたいというような人たちもふえてくるんじゃないかなと私はそう思っています。そういった考え方からして、やはり行政の取り組みがちょっと一歩も二歩もおくれているんじゃないかなと。

とりあえず、世間の流れの中で、どうしても勤めても3割の方がやめてしまうとか、そういうことじゃなくて、それは中央の世間の状況であり、南三陸町においてはそれを違うんだということを証明できるような活動が、私は足りないと思います。今、給料を上げるほかに、町長はどのような活動で職員を、新しい職員を迎える、指導し、今後、行政の運営を図っていくのか、その辺の給料以外の方策が町長にあれば、その辺だけ最後にお聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 以前から私お話ししておりますように、この復興事業も残すところあと1年と3カ月でございます。1年3カ月なれば、当然のごとく派遣職員の方々がいなくなるということですので、今260名ぐらいでやってございますが、これが200名弱となって、それで町政運営をしていかなければいけないということになりますので、効率性を非常に求められる行政運営が求められるということに思っておりますので、もうそういった観点の中で可能な職員を迎えるということが非常に大事だというふうに認識してございますので、そういう観点でのご提案というふうに受けとめていただいて結構だと思います。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時30分といたします。

午前11時09分 休憩

午前11時28分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

総務課長から、先ほどの議案第141号における答弁の訂正について発言したい旨申し入れがありましたので、これを許可いたします。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 恐れ入ります。

参考資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

質疑の中で、この任期付研究員の当町の在職者の給料表を、下のほうの「2号」と申し上げましたが、失礼いたしました。上の「1号」のほうの上の段の給料表の適用でございましたので、こちら訂正させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 先ほどの議案第143号の質疑を続行いたします。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 給与体系を見直したいと、目的は人材の確保であるというお話ですが、新規採用に關係してといいますか、その新しく入ってくる人に優秀な方が欲しいという目的なのか、今まで、働いている皆さんのモチベーションであったり、その離職を防ぐという目的、どちらに重点があるのかということで、この内容は全然変わってくるんだろうと思うんです。

条文を読みますと、要は係長もしくは課長補佐以上の方の部分が変わるわけですよね。6級ですか、7級制になるやつで言えば6級までの給与は先ほど141号で改定した給料表がそのままなんですよね。その7級は追加されているということから考えれば、その若手の、若い世代の、先ほど町長答弁にありました、働き方がなかなか変わってきていて、私以下の年代はもうそのバブルを経験していない世代ですから、どんどん転職していくって自分をスキルアップしていくということはしごく当然の価値観なので、そこがなかなか行政職の皆さんとはもしかしたら一部なじまない価値観かもしれません、そういう社会情勢はあると思うんです。そういう方々にも優秀な方に集まってほしいということであれば、変えるべきはむしろその3級、4級以上の話じゃなくて、1級、2級の話なのかなと思うんですけれども、そこをどのようにその目的としているところと条例の改定の結果が少しそごがあるような私は感じがするんですが、どのようにお考えなのか、お伺いしたいということと、もう1つ、一緒にお伺いしたいのは、これ、給料表が変わると、支出、歳出、どれぐらいふえるんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） では、私のほうから、この問題のそもそも論をお話をさせていただきますが、さかのぼること多分2年ちょっとぐらいになると思いますが、今は私退職、退職ってやめましたけれども、宮城県市町村職員退職手当組合の組合長をやっておりました。その際に、自治労の皆さん方との団体交渉の席がございます。当然、組合長の立場として、私もその場所に出させていただいて、自治労の代表の方々といろいろお話をさせていただきました。その際に、自治労のほうから強い要請ということでいただいたのは、いわゆるこういった6級制、これを市ではもう8級というところもあります。したがいまして、この7級制ということについて、町村でも何とか取り入れてもらえないかという強い要望をいただきました。

これはそれぞれの町、村のそれぞれの考え方でございますが、基本的には私も組合長という立場ですので、その皆さんの、いわゆる自治労の皆さん方の思いは、町村長の皆さん方への

お伝えをさせていただきますというお話をさせていただいたて、2年前に町村会の会議の席上で、組合長の立場としてお話をさせていただきますがということで、その経緯・経過等についてお話をさせていただきました。当時、既に7級制を導入している町、1つか2つあったと思いますが、その中で、こういう状況の中で皆さん方に大変それぞれの財政が厳しいということは十二分に承知をしておりますが、職員の待遇改善、あるいは市との給与格差の問題等含めまして、どうにかそれぞれの町村で取り組んで前向きに検討していただけないかということで、私のほうからお話をさせていただきました。

結果として、先ほど総務課長もお話ししましたように、今そういった私の説明を受けまして、それぞれの町村長の皆さん方がそれぞれお帰りになって、それぞれの役場の中、庁舎の中、役場の中でいろいろご議論いただいて、先ほど言いましたように8つの町が既に7級制を導入したということでございまして、今後検討するというところが7つの町村があって、合わせて15の町村が導入済みあるいは来年度初めには導入をしたいと、そういうふうな今結果が出ております。

したがいまして、繰り返しますが、先ほどの後藤議員おっしゃったように、今の職員の待遇改善なのかと、それから新入の、新しく入ってくる新卒職員のこの方々の意欲なのかというお話でございますが、これはある意味両方の側面があるというふうに私思っております。いわゆる現の職員の方々の待遇改善の問題も当然そうですが、新しく入ってくる方々が将来頑張っていけばというそういうモチベーションにつながっていくという部分も、この二とおりの面が私はこの問題についてはあるというふうに思っておりますので、後藤議員おっしゃるとおりでございまして、そういった二とおりの面があるというふうに私自身も受けとめております。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 影響額、影響額といいますか、その給与改定によって増額される部分の試算を行いましたところ、一般職全体で1,350万円ほどの増額になります。給料総額でこれを割り戻しますと、給与総額で割り戻しますと、0.9%に当たります。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 1点目に関しましては、先ほど前議案とこれが決定的に違うのは、政策提案といいますか、人材の確保が目的だよとはっきりうたっているところだと思うんです。人勧と訳すですか、人事院勧告がどうのこうのという話じゃないわけですよね。うちの町はこうだという。それについて、やはり町長のお考えを聞く必要があると思いましたが、今、

町長の中ではかなりこのプライオリティーというか、その優先順位が高いお話なんだろうなということは、今まで取り組んできたんだという背景からご説明いただきましたので、その思いはよく伝わりましたが、1点、そのカウンターとして申し上げておきたいのは、おっしゃったように、ゴールが、ゴールというか、ゴールではないんでしょうけれども、その給料表でいけば、一番等級の高いところが引き上がるというお話、改定なんですね。

これ、上昇志向の強い人にとってはモチベーションが上がることになると思うんですけれども、果たしてその行政職員の仕事というのはそもそも、その出世を勝ち取ると言ったら非常に言葉が汚いんですが、よりよい仕事をして町民の方にもっと福祉が向上するように幸福になつてもらおうというモチベーションならいいんですけども、どうもやはりそのお金が絡んでしまうとそうではないような気がしてしまう感覚をお持ちの方は非常に多いと思うんです。なので、そういった今の皆さんのお仕事と似つかわしい内容なのかというところは、よく、先ほど細部説明の中でもありました、肝に銘じていただいて、だからこそその昇給であるとか、日々の業務のあり方というのに厳格に取り組んでいただきたいというふうな、だからこれを認めると、よほど皆さんのその仕事ぶりがより目線が厳しくなると思いますので、そこは1つ申し上げておきたいところです。

そうしますと、先ほどこの先の議案で補正がありますので、関連するのかなと思いましたが、そちらにはまだ計上、当然4月1日からですからないということですね。大体1%ぐらい上がるのではないかということです。では、一緒ですので、データとしてちょっとお伺いしておきたいんですが、要は今までと、答えられるかどうかわかりませんが、今までと同じ等級でいこうと思っていた方が、法律のほうが変わるので、級が上がるということがあり得るわけですね。その方々の人数というのは押さえていますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 4級から引き上げられる形になりますので、そこから上の方々は4級で6名、5級で9名、6級で19名、7級で3名、トータル37名が新しい制度の中では影響が出てくるという、現在のままであればという前提ですけれども。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、町長、先ほどの答弁で、近隣の自治体に有能な人材が流れているというそういう答弁がありました。そこで伺いたいのは、私、以前も伺ったんですけれども、現在うちの職員で、よその自治体から逆に通っている職員は大体何割くらいなの

か、そして先ほど町長答弁あった、当町から近隣の自治体に通っている職員、職員というか、そういった方は何人というか、どれくらい把握しているのか、その点1点伺いたいと思います。

あと、もう1点は、先ほどより新しく入った人というか、若い人たちのためのという趣の議論がなされていますけれども、逆に公務員の今後の定年延長に対するそういう一つのメルクマールというか、一つの方向性へのあり方とも考えられるんですけれども、そういった部分はないのかどうか、2点伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 町内と町外の部分ですけれども、町外から通勤をしている職員、以前にちょっと資料を拾ったことがありますて、記憶ですと、たしか4分の1程度ぐらいが町外から通勤している職員だったかと思います。

それから、定年延長と今回の制度の関係性として見て、特段その延長制度自体はまた別かなというふうに思っております。ちなみに申し上げると、もともと語られてきた事前のこの改正の見通しですと、本来は私の年代から次の年代から、私の次の年代から1歳定年が延長するような制度で見込まれてきたんですが、今年度その法案が提出されなかったということでありますので、さらに60歳定年は延びていくと。延長はその後に延長されていくのではないかというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 町外。（「町外」の声あり） 町外へ、外へ行っている。（「行っている職員」の声あり） 来た職員はわかっているんだけれども、行っているのはわかりませんかという。

○総務課長（高橋一清君） 町外に行っている公務員の数は、申しわけないんですが把握できません。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 先ほどの町長の答弁ですと、ある程度把握しているのかと、そういう趣で聞いたんですけども、そこで今回のこの改定で、幾らでもよそに有能な人材が流れないというそういう可能性も今回の改正である程度見込めるのかどうか、そのところだけ伺つておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 大きく言えば、その職業としての公務員の魅力といいますか、働きたいという意欲を向上させる目的というふうになりますので、そういう意味ではより注目を

してもらえるのではないか、あるいはよそがそういうふうに動いている中でその動きがな
いと、南三陸町は魅力がちょっと弱まっていくということになる動きかなというふうに理解
しております。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。（「はい」の声あり） ほかに。（「なし」の声あり） ない
ようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第143号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第144号 令和元年度南三陸町一般会計補正予算（第4号）

○議長（三浦清人君） 日程第8、議案第144号令和元年度南三陸町一般会計補正予算（第4
号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第144号令和元年度南三陸町一般会計補正
予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、水産業従業員宿舎整備事業費補助金の追加措置のほか、給与改定等
に伴う人件費について所要の措置を講ずるものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定
賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 議案第144号令和元年度南三陸町一般会計補正予算（第4号）の細
部説明をいたします。

補正予算書2ページをごらん願います。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億68万6,000円を追加し、歳入歳出それ
ぞれ354億4,626万2,000円といたします。

補正額を加えて通常分が94億8,899万3,000円、率で26.8%、震災復興分が259億5,726万
9,000円、率で73.2%となります。

予算全体に占める投資的経費は、普通建設事業費と災害復旧事業費合算で236億8,302万

4,000円、率では66.8%でございます。

続いて、予算の詳細についてご説明をさせていただきたいと思います。

8ページをごらん願います。

まず、歳入からでございます。

9款地方特例交付金1項1目1節地方特例交付金、補正額318万8,000円を追加、確定による追加であります。

10款地方交付税1項1目1節普通地方交付税、こちらも確定による追加で9,270万2,000円であります。

18款繰入金2項7目1節地域復興基金繰入金、水産業従業員宿舎整備事業補助金の事業財源として基金から繰り入れるものでございます。

続いて、9ページ、歳出に入らせていただきます。

9ページ、議会費から15ページ、復興費までは、ごらんのとおり全て人件費となっております。いずれも人事院勧告に基づく給与改定に係る補正予算となっております。今回追加補正する人件費は、既存予算と調整して不足分のみ補正いたしますので、今回追加分は補正総額では210万円ほどの追加となっております。

それでは、16ページをごらん願います。

12款復興費の1項2目19節、479万6,000円の追加は、水産業従業員宿舎の整備事業補助金の追加でありますが、本制度に新たに水産加工事業者の従業員宿舎建設への申請事例が発生したため、本予算をもって追加補正を行うものでございます。

予備費につきましては、財源調整でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 質疑に入ります。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 16ページ、今、課長説明あった水産業従業員宿舎について若干伺いたいと思います。

この補助は、今年度限りなのか、今後とも続くのか、その点と、あと以前こういった宿舎で問題と申しますか、いろいろ取りやめになった事例もあるんですけども、今回は大丈夫なのかという点が1点と、あと場所がどこなのか、おわかりでしたら、あとはその従業員何名泊まれるぐらいの規模なのか、その点だけ伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） それでは、従業員宿舎のご質問の1点目、この補助事業はいつ

までかという部分に関しましては、令和2年度まででございます。

2点目につきましては、今回、規模としては、16名収容の宿舎というふうな内容でございます。将来的に外国人労働者も受け入れたいというふうなことでの申請でございます。そもそもこの事業に関しましては、県事業でございますので、県の補助残に対しまして、かさ上げ補助を町で行うというふうな内容でございます。審査のほうは県、町と行っている内容でございます。以上でございます。（「どこに」の声あり）

済みません。場所に関しましては、伊里前、具体には141番地でございまして……。済みません。倉庫があつた場所でございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では、今回の場所は伊里前ということで、以前のようなトラブルというか、問題も起きないということを確認させていただきました。

最後に、キリストと町長の生誕をお祝いして、質問を終わります。

○議長（三浦清人君） ちょっと9番、最後の質問、聞き取れませんでした。最後。（「質問じゃないです」の声あり）確認。

○9番（今野雄紀君） こういった年の瀬にキリストと町長の生誕をお祝いして、質問を終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは、前者も質問いたしました16ページの従業員宿舎なんですが伊里前ということなんですかとも、先ほど課長の答弁で、すぐではないというような私の解釈なんですかとも、今現在やっているのを拡張するのか、新たに独自にこれを建てるのか、その辺お伺いいたします。

それから、中学校費なんですけれども、手当しか出でていませんけれども、関連でこれはお伺いします。14ページに中学校費出でておりますけれども、中学校の正門入ると、あそこの入っていくと民俗資料館ありますけれども、民俗資料館の前の駐車場が、正門にもかかわらず、でこぼこってアスファルトが浮き彫りになって車も何も通行もできない、とめられない。そういうような状況が長い間放置されておりました。今後、そういうところを修理していただけるのかどうなのか、現況確認はなさっている、ずっと以前からなので、確認はしていらっしゃると思いますけれども、その辺確認方お願いいいたします。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 今回申請が上がってまいりまして、この議決になりましたら、

すぐに工事に入ります。年明けにすぐに工事入りまして、年度内に建築完了の予定というふうに聞いております。

○議長（三浦清人君） その伊里前41番地で。

○農林水産課長（千葉 啓君） 失礼いたしました。

増築とか改築ではなくて、新築でございます。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 2点目の歌津中学校だと思いますが、現場は確認をしております。カラーコーンとか置いてあって、舗装が少し盛り上がっているような状況の場所だと思います。それで、消防の関係で、あそこにちょっと工事が入ります。それで、その工事と連動して一緒にそのアスファルトのあの部分も手当てをしてもらうことで現在調整をしてございます。アスファルトがへこんできたのは、スクールバスが朝晩あそこで5台か6台とまるんですけれども、伊里前の小学校のスクールバスも歌中に上がります。そういったことで、資料館前の一帯の路面がかなりへこんでいるという状況でしたので、へこんでいるところを部分的に直しても、また同じになりますので、大規模にすっかり直したいなというような考え方を持っていたんですけども、今回、消防関係の工事が入るということで、そちらのほうで一緒に手当てをしてもらうということで今調整をしております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 中学校のほうは理解いたしました。

それから、その宿舎の関係ですけれども、宿舎だけ年度内に完成ということなんですけれども、伊里前141と番地を言われても、私的にはわからないので、もしよろしかったら「あそこですよ」と、工場と連動するのか、その宿舎だけぼんと工場から別に建てるのか、その辺、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 場所は、伊里前の町営住宅の隣でございます。恐らく、説明の仕方が悪かったのかもしれませんけれども、今年度当初で事業費は取っています。そこはこの間町内の業者が恐らくこれも今年度中には完成予定、今回は新規で、今年度2件目で上がってきた業者でございます。ということで、新築ということの意味でございます。

○議長（三浦清人君） まだありますか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは、この宿舎が建てたことによって、従業員もふえて、そしてその工場のほうはますます軌道に乗ってやれるという解釈でよろしいでしょうか。人が集まつ

ているのかと。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 従業員もふえる計画での申請となっておりますので、そのような解釈でよろしいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これより議案第144号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして令和元年第9回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時57分 閉会